組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月五日

大阪市中央区南船場四丁目一二番一二号

合同会社プラス

代表社員　勅使川原清心

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｔａｋｅ　ｙｏｕ　ｍａｒｋｓとします。

効力発生日は平成二十八年五月七日であり、当社の総社員の同意の取得は平成二十八年三月十八日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月五日

兵庫県西宮市神祇官町六―二七―四四〇号

合同会社ＫＥＮＯＤＡ

代表社員　野田　幸江

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八万二千円減少し二百五十四万二千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年四月五日

岩手県盛岡市日戸字新田一三番地五二

合同会社ひのと

代表社員　廣内　久行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億四千百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、貸借対照表につきましては確定した最終事業年度はありません。

平成二十八年四月五日

東京都千代田区九段北一丁目一四番二一号

ＴＷＥホールディングス株式会社

代表取締役　法田　真一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年六月一日であり、株主総会の決議は、平成二十八年二月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年四月五日

滋賀県彦根市高宮町一八二九

有限会社ナカムラ住宅産業

取締役　中村　章範

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年四月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年四月五日

東京都千代田区紀尾井町三番六号

エンタッチ株式会社

代表取締役　ロバーツ・マーティン

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月五日

東京都千代田区岩本町二丁目二番七号

石川機材株式会社

代表取締役　河合　源太

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月五日

大阪府高槻市上田辺町二番一号

高槻砕石株式会社

代表取締役　光本　章

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月五日

岡山県美作市湯郷五三九番地

株式会社湯郷鷺温泉

代表取締役　綱澤　増雄

限定承認公告

本籍宮城県仙台市太白区中田町字後河原六番地三三、最後の住所宮城県仙台市太白区柳生四丁目二番地の二佐藤ハイツ一〇二

被相続人　亡　井口　治久

右被相続人は平成二十八年一月二十一日死亡し、その相続人は平成二十八年三月二十九日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一一番一二号プレジデント一番町三〇九

限定承認者　井口　合治

代理人弁護士　高橋　誠也

限定承認公告

本籍東京都足立区伊興三丁目三二七二番地、最後の住所埼玉県越谷市千間台西一丁目一三番地一　三〇一号　被相続人　亡　續木　優

右被相続人は平成二十七年十一月十九日死亡し、その相続人は平成二十八年三月二十四日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

埼玉県越谷市大字恩間二三三番地一パークサイド一〇三　限定承認者　續木　光代

千葉県松戸市本町一八番地の四ＮＢＦ松戸ビル五階ときわ綜合法律事務所

右代理人弁護士　内藤　潤

限定承認公告

本籍福岡県北九州市八幡西区若葉二丁目三〇番地、最後の住所兵庫県神戸市兵庫区菊水町一〇丁目四〇番地　養護老人ホーム海光園

被相続人　亡　江﨑　勉

右被相続人は平成二十七年五月二十五日死亡し、その相続人は平成二十八年三月二十三日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

東京都調布市深大寺東町一丁目一二番地四〇

相続財産管理人　江﨑　龍也

限定承認公告

本籍東京都国分寺市本町四丁目一三番、最後の住所東京都小平市小川町二丁目一九七〇番地新小平ビル一〇二号

被相続人　亡　中島　昭幸

右被相続人は平成二十七年九月二十八日死亡し、その相続人は平成二十八年三月二十二日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

東京都立川市曙町二丁目三二番三号立川三和ビル四階四〇二号立川北法律事務所

相続財産管理人　齋藤真由美

代理人弁護士　宮武　洋吉

同　緒方　瑛

限定承認公告

本籍長崎県長崎市西山二丁目一二三番地、最後の住所長崎県長崎市片淵四丁目九番一〇号テンポイント一〇二

被相続人　亡　鶴柴　俊洋

右被相続人は平成二十七年十二月二十五日死亡し、その相続人は平成二十八年三月二十三日長崎家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

長崎県長崎市つつじが丘四丁目八番五号

相続財産管理人　鶴柴　秀治

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年九月三十日（号外第二百二十四号）公布財務省令第七十三号（国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令）（印刷誤り）				
六三〇	上		一九しなければならない。	一九しなければならない。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月五日付第八〇号四八ページ●同日付政府調達第六四号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）